

確定拠出年金 企業・事業所登録申請書 【変更】

下記のとおり、確定拠出年金制度における企業・事業所の登録を申請します。

記入必須	記入日		年		月		日	
	企業事業所コード							
	当社登録の企業名							

↓ 変更がある個所にチェック☑をいれて、変更内容を記載してください。

☐	企業名（フリガナ）					
	企業名					
注）「適用事業所の廃止を伴う変更」は社名変更ではなく、手続きが異なりますので、0570-005-401（コールセンター）までご連絡下さい。						
☐	企業 代表者 （履歴事項全部証明書に記載されている）		役職	フリガナ		
				氏名		
☐	住所変更は ①②③ すべて ご記入 ください	①厚生年金適用事業所の住所	〒		変更なし	
		②登記上の住所 （履歴事項全部証明書に記載されている）	〒		同上	変更なし
		③事務を行う住所	〒		同上	変更なし
☐	事務を行う 連絡先・ 担当者欄	電話番号				
☐		担当 部署名			削除	
		担当者役職			削除	
		担当者名（フリガナ）				
☐		担当者名				
	メールアドレス					

※取り締め率下の場合はメールアドレスの記入は不

振 込 口 座 の 変 更 （ 変 更 後 ）

口座名義人（カタカナ）																	
金融機関名	銀行・信用金庫										本 店						
	信用組合・農協										支 店						
	信連・信魚連										出張所						
預金種目	普 通 ・ 当 座				口座番号												
ゆうちょ銀行	通帳記号							－	通帳番号								

注）2枚目に「重要事項」及び「添付書類のご案内」がございます。必ずご確認ください。ご提出はDCwebにてお願いいたします。
 なお、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は郵送にてご提出ください。

記入必須	企業名	
	管理責任者名	
	ご連絡先（TEL）	

添付書類のご案内

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」以外は写しを添付してください。

企業名等の変更	履歴事項全部証明書（発行日から3ヵ月以内のもの） ※ 新企業名等、変更日が記載されているもの。法務局より取得してください。
	適用事業所所在地名称変更通知書 または 厚生年金保険適用事業所所在地変更届（日本年金機構の受付印のあるもの） ※ e-GOV電子申請を利用された方は、適用事業所所在地名称変更通知書 または 保険料納入告知額・領収済額通知書をご提出ください。
	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ※ 新企業名等によるもの。管理者サイトよりダウンロードしてください。 【管理者サイト⇒お手続き書類⇒手続き一覧⇒預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書】 郵送にてご提出ください。
代表者の変更	履歴事項全部証明書（発行日から3ヵ月以内のもの） ※ 新代表者、変更日が記載されているもの。法務局より取得してください。
厚生年金適用事業所の住所の変更	適用事業所所在地名称変更通知書 または 厚生年金保険適用事業所所在地変更届（日本年金機構の受付印のあるもの） ※ e-GOV電子申請を利用された方は、適用事業所所在地名称変更通知書 または 保険料納入告知額・領収済額通知書をご提出ください。
登記上の住所の変更	履歴事項全部証明書（発行日から3ヵ月以内のもの） ※ 変更後の住所と変更日が記載されているもの。法務局より取得してください。

※別途追加書類をご提出いただく場合もございます。予めご了承ください。

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の送付先	
〒841-0026 佐賀県鳥栖市本鳥栖町537-1 フレスポ鳥栖 SB I ベネフィット・システムズ株式会社 鳥栖オフィス 企業型CSチーム	

【重要事項：必ずご確認ください】

■弊社以外で厚生局へ変更の届出をしているプランご加入中の管理者様へのお願い

変更書類は、弊社（SB I ベネフィット・システムズ株）のみご提出いただく場合と
届出運営管理機関へも併せてご提出いただく場合がございます。
ご提出方法について不明な場合は弊社コールセンター（0570-005-401）へお問い合わせください。

■事務取次企業（パートナー様）の諸変更についてのお願い

事務取次企業の企業事業所コード（199～）を複数お持ちのパートナー様は、変更を希望される企業の
企業事業所コードをご記入ください。

事務取次企業（パートナー様）の諸変更は添付書類ご提出の必要はございません。

必要事項をご記入いただき当申請書のみご提出ください。

パートナー登録の変更方法は別途担当者よりご連絡いたします。

注意 自社導入（企業事業所コード 199～以外）の諸変更に関しては、添付書類が必要となります
のでご注意ください。（上記「添付書類のご案内」参照）